

様式第三十（第18条第3項関係）

認定特別事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和7年2月26日
2. 認定特別事業再編事業者名
株式会社山紀

3. 特別事業再編の目標

- （1）特別事業再編計画に係る事業の目標

- （価値観）

当社は1989年に神奈川県相模原市で一般貨物自動車運送業をスタートし、現在35年を迎えております。現在は一般貨物運送を中心に、倉庫業・自動車整備等を含む総合物流業として運営させて頂いております。顧客満足度により報酬を得ることができる安全・品質・技術・適正価格を念頭に日々業務に邁進しています。また、顧客満足度を追求するために弊社内に安全品質課と言う課を設け、安全班・倉庫班・品質班・労務班で常に安全第一を柱にお客様に納得の行く品質を届けられる様務めております。一方、A社は京都を拠点にしたトラック運送業を営んでいます。「機動力」を売りとし、お客様に満足いただくことをモットーに安全・確実・迅速な輸送を使命に考え、常に高品質なサービスを提供することを目指しています。2024年問題への対応など、運送業界は事業環境がより厳しくなることが予想される中、本業である運送事業をより強固なものとし、世の中に必要とされる物流の一翼を今後も担い続けることができるように努めていきたいと考えます。そして会社方針でもあります「社会から必要とされる企業」を目指していきます。

- （ビジネスモデル）

当社は現在、関東エリアをメインに一般貨物運送、倉庫業、自動車整備業等の総合物流業を展開しています。主要荷主が関東エリアだけでなく、関西エリアや東海エリアにも展開しており、
今後は自社グループでも展開エリア拡大を目指す中、関西エリアを拠点とするA社をM&Aによって子会社化し、関西の拠点としていきたいと考えます。A社とは共通する荷主も多く、関西に地の利をもつA社の事業ノウハウを取り入れることで、これまで手薄であった関西エリアの強化が可能となります。

- （戦略）

当社は運送事業のエリア拡大を目指す中、2024年1月に愛知県に拠点を持つ伊藤運輸株式会社（以下、伊藤運輸）をM&Aにより子会社化しました。それにより東海エリアにおいて伊藤運輸の持つ荷主、人材、車両を獲得することができ、東海エリアで事業拡大をする基盤を確立することができました。今回、A社をM&Aにより子会社化することで、同じくA社がもつ事業基盤を獲得できるのみならず、関東～東海～関西エリアをつなぐことが可能となります。また、A社とは共通する荷主も多く、相互に仕事のサポートが可能となります。関西エリアに新たに拠点を持つことで山紀グループとして空車ででの運行も少なくなると考えています。

従業員の生活状況等により、同グループ内においての転勤も可能となります。従業員満足度の向上はサービス品質の向上にもつながり、当社が総合物流企業として更に発展していくことで、顧客満足度の更なる向上を目指します。

- （持続可能性・成長性）

今般A社の株式取得をすることによって、関東エリアと関西エリアにおいて相互に仕事の

サポートが可能となり、双方の顧客に対してより価値のあるサービス提供が可能になります。結果的に当グループの存在感が高まり、将来の経営基盤をより強固なものにできると考えます。

(ガバナンス)

上記に掲げた特別事業再編計画の実施に当たり、執行部門と監督部門の責任と権限を明確に分離し、特別事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制の構築に努めます。

以上より、当社の経営資源の最適配置によって生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を図り、企業価値の更なる向上を目指します。

(2) 生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2029年度には2023年度に比べて、従業員1人あたり付加価値を9.1%向上させることを目標とします。

需要の開拓としては、2029年度には2023年度に比べて、当社の売上高を1.2倍とすることを目標とします。

財務内容の健全性の目標としては、2029年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの▲4.2倍、経常収支比率は110.3%となる予定です。

4. 特別事業再編の内容

(1) 特別事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

一般貨物自動車運送業、倉庫業

<選定の理由>

当社は3PL、自社倉庫を活用した共同配送を中心とした一般貨物運送業及び倉庫業を営んでいます。

今回の株式取得により関東エリア、東海エリア、関西エリアをつなぐことができる様になり荷主へのサービス品質もあがり輸送事業の生産性向上を目指します。

今後も上記に関連する事業は当社の収益の柱となることは変わらず、競争力・収益力の強化に取り組むに至りました。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

A社の一般貨物自動車運送業の承継を受けることで、当社において関西エリアにおける営業基盤を強固なものにすることが可能であり、既存顧客や新規顧客に対するサービス向上を図ります。

なお、当該特別事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれます。

また、当該事業分野は過剰供給構造ではなく、特別事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、当該申請を行う事業者が自らの下請事業者に対して、当該下請事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務に要する費用の円滑かつ適正な転嫁が行われないことその他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生ずるものではありません。

(事業の構造の変更)

一般貨物自動車運送業の承継(金銭を対価とする株式の取得)

(譲受企業)

名称：株式会社山紀

住所：神奈川県相模原市中央区上溝43番地

代表者の氏名：代表取締役 佐藤 勝利

資本金：40,000,000円
株式譲受予定日：2025年3月31日

〈譲渡企業〉
名称：A社

(事業の分野又は方式の変更)

「経理」、「人事」、「給与管理」、「運送管理」、「倉庫管理」等に係る新システムを導入することで、各部署の業務効率化、加えて各部署の連携を図ることが可能となり、グループ全体の業務管理の軽減を図り、経営の見える化を推進します。本社と各営業所や子会社においてもシステム連携により、リアルタイムにデータの確認が可能となります。買収して取引範囲を広げつつも、システム導入することによりグループ全体の業務効率が大幅に改善します。上記を通じた収益力の向上並びに販管費の効率化を実現することで、販売費及び一般管理費を売上高で割った値を5.0%以上削減することを目標とします。

- (2) 特別事業再編を行う場所の住所
神奈川県相模原市中央区上溝43番地
株式会社山紀

A社

- (3) 措置の相手方である他の事業者・関係事業者・外国関係法人に関する事項
措置の相手方である他の事業者
A社
株式会社山紀とA社の間に、計画開始前において資本関係はありません。
関係事業者
伊藤運輸株式会社
(伊藤運輸㈱は㈱山紀の100%子会社であるため、関係事業者には該当する。)

- (4) 特別事業再編を実施するための措置の内容
別表1のとおり

- (5) 特別事業再編に伴う設備投資の内容
別表2のとおり

- (6) 不動産の譲受け、取得又は譲渡の予定
該当なし

5. 特別事業再編の実施時期

- (1) 特別事業再編の開始時期及び終了時期
開始時期：2025年4月
終了時期：2029年7月

- (2) 毎事業年度の実施予定
別表4のとおり

6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項

- (1) 特別事業再編の開始時期の従業員数(2025年1月末時点)
株式会社山紀 472名
伊藤運輸株式会社 50名
A社 170名

(2) 特別事業再編の終了時期の従業員数 (2029年7月末時点)

株式会社山紀 515名
伊藤運輸株式会社 56名
A社 185名

(3) 特別事業再編に充てる予定の従業員数

株式会社山紀 515名
伊藤運輸株式会社 56名
A社 185名

(4) (3) 中、新規採用される従業員

株式会社山紀 43名
伊藤運輸株式会社 6名
A社 15名

(5) 特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 0名
解雇予定人員数 なし

(6) 雇用者給与等支給額の改善を示す数値目標

雇用者給与等支給額の改善としては、2028年度には2023年度に比べて、雇用者給与等支給額を年率2.5%向上させることを目標とします。

(7) 雇用者給与等支給額を改善する旨を特別事業再編計画の期間内において従業員に表明する旨
添付書面の通り

7. その他

該当なし

別表 1

特別事業再編のために行う措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する措置	
法第2条第17項第2号の要件				
	ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入により、商品の販売又は役務の提供を著しく効率化すること	「経理」、「人事」、「給与管理」、「運送管理」、「倉庫管理」等に係る新システムを導入することで、各部署の業務効率化、加えて各部署の連携を図ることが可能となり、グループ全体の業務管理の軽減を図り、経営の見える化を推進します。本社と各営業所や子会社においてもシステム連携により、リアルタイムにデータの確認が可能となり、買収して取引範囲を広げつつも、システム導入することにより、グループ全体の業務効率が大幅に改善します。 上記を通じた収益力の向上並びに販管費の効率化を実現することで、販売費及び一般管理費を売上高で割った値を5.0%以上削減することを目標とします。		
法第2条第18項の要件		実施する措置の内容及びその実施する時期	措置の相手方となる他の事業者の関係	期待する措置
	六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）	株式譲渡企業 名称：A社 取得割合：100%	株式保有比率：0% 派遣役員の割合：0%	租税特別措置法第56条(中小企業事業再編投資損失準備金)